

令和7年度 仕様書

1 件名

江東区観光推進プラン策定支援業務委託（策定業務）

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

3 業務目的

本業務は、令和6年度に実施する調査・分析結果を踏まえ、策定会議の開催をはじめとする各種支援を行い、次期江東区観光推進プラン（計画予定期間令和8年度～5か年）の策定を行うものである。

なお、策定にあたっては、現在の社会情勢や関係法令、区の各種計画や観光まちづくり事業、そして東京都の観光推進計画（PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026）等との整合性に留意すること。

4 業務内容

（1）策定会議及び庁内検討会の開催支援業務

外部有識者等で組織する「（仮称）次期江東区観光推進プラン策定会議（以下「策定会議」という）」及び庁内関係部署で組織する「（仮称）次期江東区観光推進プラン策定庁内検討会（以下「庁内検討会」という）」の運営に係る一切の事務（資料の作成、情報提供、意見の集約、課題整理、議事録の作成等）を行うこと。なお、策定会議及び庁内検討会のスケジュールについて、以下に案を提示するが、回数や実施時期はこの限りでない。

（2）次期江東区観光推進プラン骨子案の作成

各会議や観光動向調査等の分析結果等を踏まえ、骨子案を作成する。

（3）次期江東区観光推進プランの施策体系の設定および具体的な施策の提案

施策の実現手段となる事業の裏付けやターゲット、分かりやすさ等の観点を加味した施策体系の設定、計画に盛り込む具体的な施策について提案する。

（4）指標の設定と進行管理手法の提案

国や東京都、他自治体における指標設定例等を調査・把握し、設定する指標及びその進行管理の方法を提案する。

（5）パブリックコメント実施支援

パブリックコメントの実施に際し、区民に公表するための資料作成や、提出された意見の整理及び分析並びに回答案の作成支援を行う。

（6）次期江東区観光推進プラン素案及び最終案の作成

パブリックコメントや各会議での協議・検討結果等を踏まえ、素案及び最終案を作成する。

(7) 業務報告書の作成

業務内容(1)～(6)に係る事例資料、検討資料、議事要旨等をまとめた業務報告書を作成し、区に提出すること。

(8) 次期江東区観光推進プラン本編及び概要版の作成及び製本

5 スケジュール (案)

策定会議及び庁舎検討会のスケジュールについて、以下に案を提示するが、回数や実施時期はこの限りでない。受託者からの提案によるものとする。

- 4月下旬 第1回次期江東区観光推進プラン策定会議
新指標について検討、意見聴取
- 5月中旬 第1回次期江東区観光推進プラン策定庁内検討会
新指標について検討、意見聴取
- 7月下旬 第2回次期江東区観光推進プラン策定庁内検討会
観光推進プラン骨子の提示、意見聴取
- 8月上旬 第2回次期江東区観光推進プラン策定会議
観光推進プラン骨子の提示、意見聴取
- 10月下旬 第3回次期江東区観光推進プラン策定会議
観光推進プラン(素案)の提示、意見聴取
- 11月上旬 第3回次期江東区観光推進プラン策定庁内検討会
観光推進プラン(素案)の提示、意見聴取
- パブリックコメントの実施
(12月中旬～1月上旬予定※区民環境委員会の後に実施)
- 1月中旬 第4回次期江東区観光推進プラン策定庁内検討会
パブリックコメントの結果報告、観光推進プラン(最終案)の提示、意見聴取
- 1月下旬 第4回次期江東区観光推進プラン策定会議
パブリックコメントの結果報告、観光推進プラン(最終案)の提示、意見聴取
- 2月中旬 第5回次期江東区観光推進プラン策定会議
観光推進プラン(最終案)を区長に提言

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託業務計画書を作成し、区に提出すること。

(2) 業務計画書には、下記事項を記載する。

①業務概要 ②業務工程 ③業務組織計画 ④打合せ計画

7 履行場所

文化観光課指定場所

8 成果物等の提出について

本業務の実施結果（成果物）として、以下を区に納品すること。なお、本契約には冊子化校正・デザイン料を含むものとする。

なお、納期限は、(1)～(3)については、令和8年3月23日とし、(4)については、令和8年3月31日とする。

(1) 江東区観光推進プラン・本編 500部

(A4版、カラー100ページ程度、無線綴じ製本)

(2) 江東区観光推進プラン・概要版 1,000部

(A4版、カラー12ページ程度、中綴じ製本)

(3) 上記の電子データ一式(CD-R等) 2部

(4) 業務報告書

9 支払方法

完了後一括払い

10 その他

(1) 本件に関する成果物の著作権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、江東区に帰属する。ただし、成果物に含まれる受託者あるいは第三者が従来権利を有していた固有の知識、技術に関する権利については、受託者あるいは第三者に留保されるものとする。

(2) 受託者は本業務に関して知り得た情報は、秘密保持の義務を守り適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、事故又は災害発生時は報告を行うこと。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、区と協議の上、作業にあたること。

11 担当

江東区 地域振興部 文化観光課 観光推進係 金子 山岸 渡邊

電話：03-3647-3312（直通）